

議案第 18 号

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する基準が見直されたことにより、保険料率に係る規定の整備を行い、また、第 6 期羽曳野市高年者いきいき計画（介護保険事業計画）の介護給付等対象サービスの見込量等を踏まえた保険料率の改定を行うとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護保険条例(平成12年羽曳野市条例第13号)の一部を次のように改正する。
第5条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」
に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1
項第1号に掲げる者 36,960円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 55,440円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 55,440円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 66,528円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 73,920円

(6) 次のいずれかに該当する者 88,704円

ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規
定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が、1,200,000円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護
者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額について、この号
の区分による額を適用されたならば、保護(同法第2条に規定する保護をいう。
以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係
る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第
12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 96,096円

ア 合計所得金額が、1,200,000円以上1,900,000円未満である者であり、かつ、
前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による
額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第
1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、

第 12 号イ若しくは第 13 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 110,880 円

ア 合計所得金額が、1,900,000 円以上 2,900,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第 10 条イ、第 11 号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 125,664 円

ア 合計所得金額が、2,900,000 円以上 4,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 133,056 円

ア 合計所得金額が、4,000,000 円以上 5,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 140,448 円

ア 合計所得金額が、5,000,000 円以上 7,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第 13 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 147,840 円

ア 合計所得金額が、7,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 155,232円

ア 合計所得金額が、10,000,000円以上20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 162,624円

第7条第3項中「ロ若しくはハ」を「ロ、ハ若しくはニ」に、「第5条第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ」を「第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第5条第7号から第10号まで」を「第5条第6号から第13号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第82号)附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料につい

て適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第 5 条 <u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者(法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 36,960 円</u></p> <p>(2) <u>令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 55,440 円</u></p> <p>(3) <u>令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 55,440 円</u></p> <p>(4) <u>令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 66,528 円</u></p> <p>(5) <u>令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 73,920 円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 88,704 円</u> <u>ア 合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)</u> <u>が、1,200,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護(同法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 96,096 円</u> <u>ア 合計所得金額が、1,200,000 円以上 1,900,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 5 条 <u>平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者(法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 30,570 円</u></p> <p>(2) <u>令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 36,684 円</u></p> <p>(3) <u>令附則第 16 条第 1 項及び第 2 項(同条第 3 項及び第 4 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する者 42,798 円</u></p> <p>(4) <u>令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者(前号に該当する者を除く。)</u> 45,855 円</p> <p>(5) <u>令附則第 17 条第 1 項及び第 2 項(同条第 3 項及び第 4 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する者 55,026 円</u></p> <p>(6) <u>令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者(前号に該当する者を除く。)</u> 61,140 円</p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 73,368 円</u> <u>ア 合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)</u> <u>が、1,250,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護(同法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第 9 号イ若しくは第 10 号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(8) <u>次のいずれかに該当する者 76,425 円</u> <u>ア 合計所得金額が、1,250,000 円以上 2,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される</u></p>

号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 110,880円

ア 合計所得金額が、1,900,000円以上2,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 125,664円

ア 合計所得金額が、2,900,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 133,056円

ア 合計所得金額が、4,000,000円以上5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 140,448円

ア 合計所得金額が、5,000,000円以上7,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要とし

保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 91,710円

ア 合計所得金額が 2,000,000円以上3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 97,824円

ア 合計所得金額が 3,000,000円以上5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者

103,938円

ない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第 13 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 147,840 円
ア 合計所得金額が、7,000,000 円以上 10,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 155,232 円
ア 合計所得金額が、10,000,000 円以上 20,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 162,624 円

第 6 条 省略

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第 7 条 1・2 省略

3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ、ハ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、若しくは第 4 号ロ又はこの条例第 5 条第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ若しくは第 13 号イに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 39 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで又はこの条例第 5 条第 6 号から第 13 号までのいずれかに規定する

第 6 条 省略

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第 7 条 1・2 省略

3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ若しくは第 4 号ロ又はこの条例第 5 条第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ若しくは第 10 号イに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 39 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで又はこの条例第 5 条第 7 号から第 10 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額

者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略

第 8 条～第 21 条 省略

附 則

第 1 条～第 7 条 省略

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 82 号)附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第 8 条 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間に行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

とする。

4 省略

第 8 条～第 21 条 省略

附 則

第 1 条～第 7 条 省略